利活用促進部会 新ビジネス検討ワーキンググループ
設置要綱

（目的）

第１条　次世代 IP ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）の利活用促進部会は、フォーラムの規約第３条に掲げる事業を具体化するため、利活用促進部会設置要綱に基づき、新ビジネス検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。

（構成）

第２条　ＷＧは、参加を希望する利活用促進部会の参加者で構成する。

２　利活用促進部会が必要と認める場合は、利活用促進部会の参加者以外の者のＷＧへの参加を求めることが出来る。

（開催）

第３条　ＷＧは、リーダーが招集する。

２　ＷＧは、必要に応じて随時開催する。

３　ＷＧは、必要に応じて書面又は E メールによる開催とすることができる。

（経費の負担）

第４条　ＷＧ及びＳＷＧにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第１２条第１項及び部会設置要綱第７条に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する参加者から実費を徴収する。

（細則）

第５条　この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、ＷＧで定める。

附則　この設置要綱は、平成２０年５月２０日から施行する。